# 平成十一年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成十二年政令第五十七号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  福島県双葉郡葛尾村
* ロ  
  宮城県刈田郡七ヶ宿町及び伊具郡丸森町並びに福島県田村郡都路村及び相馬郡飯舘村
* イ  
  愛媛県上浮穴郡小田町
* ロ  
  鹿児島県大島郡宇検村、瀬戸内町及び住用村
* イ  
  長野県下伊那郡大鹿村及び北安曇郡八坂村、山口県豊浦郡豊北町並びに徳島県三好郡西祖谷山村
* ロ  
  広島県山県郡千代田町及び比婆郡口和町
* イ  
  愛媛県上浮穴郡面河村
* ロ  
  愛媛県上浮穴郡柳谷村、高知県土佐郡土佐町及び本川村、吾川郡吾北村、高岡郡檮原町及び仁淀村並びに幡多郡十和村、宮崎県東臼杵郡東郷町、西郷村、北郷村、北方町、諸塚村及び椎葉村並びに西臼杵郡日之影町
* ハ  
  高知県吾川郡池川町及び吾川村、高岡郡東津野村並びに幡多郡三原村並びに宮崎県東臼杵郡南郷村
* イ  
  北海道檜山郡上ノ国町、爾志郡乙部町、島牧郡島牧村、留萌郡小平町及び天塩郡遠別町
* ロ  
  北海道増毛郡増毛町
* ハ  
  北海道浜益郡浜益村、瀬棚郡瀬棚町及び苫前郡苫前町
* 一  
  平成十一年九月十四日から同月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十六号（同月十四日に北緯三十一度二十分東経百三十一度十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十五日に北緯三十五度四十分東経百三十七度三十五分において弱い熱帯低気圧となったものをいう。）、同年台風第十七号（同月十六日に北緯二十九度三十分東経百二十八度五分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十日に北緯三十四度五十分東経百二十四度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）及び同年台風第十八号（同月十九日に北緯二十二度五分東経百二十八度十分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十五日に北緯四十五度五分東経百四十三度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 二  
  平成十一年八月一日及び同月二日の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第七号（同年七月三十日に北緯十六度四十分東経百三十三度三十五分において台風となった熱帯低気圧で、同年八月四日に北緯四十度三十五分東経百二十六度二十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 三  
  平成十一年八月五日から同月七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第八号（同月四日に北緯二十五度三十分東経百三十六度五分において台風となった熱帯低気圧で、同月七日に北緯三十二度五十五分東経百二十七度五十五分において弱い熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 四  
  平成十一年七月二十五日から同月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第五号（同月二十五日に北緯二十二度五十五分東経百二十七度三十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十八日に北緯三十五度四十分東経百二十六度五分において弱い熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。